



島根県報

令和6年3月29日（金）

号外第35号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公企規程】

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程	（企業局総務課）	2
島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程	（ 〃 ）	2
島根県公営企業管理者の権限を委任する規程の一部を改正する規程	（ 〃 ）	3
島根県企業局財務規程の一部を改正する規程	（ 〃 ）	3
島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	（ 〃 ）	6
島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	（ 〃 ）	6
島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程	（企業局施設課）	6

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第1号

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程

島根県企業局組織規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（設置及び内部組織）」に改め、同条第1項中「及び施設課」を「、施設課及び工業団地整備室（以下「課等」という。）」に改める。

第4条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条第1項中「各課」を「各課等」に改め、同条の表経営課の項第3号を次のように改める。

(3) 江津地域拠点工業団地の管理に関する事。

第4条の表経営課の項第5号を次のように改める。

(5) 宅地造成の新規事業の調査、計画及び開発に関する事。

第4条の表施設課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同表に次のように加える。

工業団地整備室

(1) 江津地域拠点工業団地第三期造成に関する事。

(2) 安来市切川地区工業用地造成に関する事。

第5条中「各課」を「各課等」に改め、同条の表経営課の項中「業務係」を「業務第一係」に改め、同表施設課の項中「業務第二係」

「工務係」を削り、同表に次のように加える。

工業団地整備室

安来工業用地スタッフ

業務第一係

業務第二係

工務第一係

工務第二係

第6条の見出しを「（係等の事務）」に改め、同条中「各係」の次に「及びスタッフ」を加え、「当該課」を「当該課等」に改める。

第7条第1項の表課の項の次に次のように加える。

室	室長	上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	課長補佐	室長を補佐する。

第7条第2項の表中「課」を「課又は室」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第2号

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

島根県企業局事務処理規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第3条」を「第3条第1項」に、「及び施設課」を「、施設課及び工業団地整備室」に改め、同条中第26号を第27号とし、第10号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号中「室長を」を「課におかれた室の長を」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「課長を」を「課及び室の長を」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 課 組織規程第3条第1項に規定する課等をいう。

別表第4中「本局施設課 企施」を「本局施設課 企施
本局工業団地整備室 企工」に改める。

別表第5中島根県企業局施設課長印の項の次に次のように加える。

島根県企業局工業団地 整備室長印	島 根 県 企 業 局 工 業 団 地 整 備 室 長 之 印	20ミリメー トル平方	総務課長
---------------------	--	----------------	------

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

島根県公営企業管理者の権限を委任する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第3号

島根県公営企業管理者の権限を委任する規程の一部を改正する規程

島根県公営企業管理者の権限を委任する規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

本則第2項第7号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同項第17号中「昭和45年鳥取県条例第3号」を「昭和45年境港管理組合条例第3号」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第4号

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第3条」を「第3条第1項」に、「課」を「課等」に改める。

第57条の2後段を削る。

第59条中「によるときは、あらかじめ」を「でその工期が一事業年度をこえるものは、」に改める。

第71条の3の表宅地造成事業の項中「江津地域拠点工業団地造成事業」の次に「、安来市切川地区工業用地造成事業」を加える。

第80条中第2号から第7号までを削り、第8号を第2号とし、第9号を第3号とする。

第86条中「毎事業年度5月20日まで」を「毎事業年度終了後2月以内」に改める。

第87条中「翌月10日」を「翌月20日」に改める。

別表第1宅地造成事業会計勘定科目表収益の部及び費用の部中

「			(何) 団地	」
を				
「			(何) 団地 (何) 用地	」
に改め、同表資産の部中				
「		(何) 団地年賦未収金		」
を				
「		(何) 団地年賦未収金 (何) 用地年賦未収金		」
に、				
「	(何) 団地			」
を				
「	(何) 団地 (何) 用地			」
に、				
「			前払金	」
を				
「	(何) 用地造成事業費	用地費	前払金	」

		工事費 総係費	用地取得費 造成工事費 諸設備費 給料 手当等 賞与引当金繰入額 報酬 法定福利費 法定福利費引当金繰入額 厚生費 旅費 備用品費 通信運搬費 補償費 使用料 賃借料 委託料 保険料 研修費 負担金 諸費 公課費 仮設備 仮設備費用 資産減耗費 建設利息 調査費 測量試験費 雑収入（貸方） 前払金
--	--	----------------	--

に改め、同表負債の部中

「

	(何) 団地原価見返勘定		
--	--------------	--	--

」

を

「

	(何) 団地原価見返勘定		
	(何) 用地原価見返勘定		

」

に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第5号

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員の給与に関する規程（昭和41年島根県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第10条中「課長」の次に「、室長（工業団地整備室長に限る。）」を加える。

第11条中「会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例」を「会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例」に改める。

別表第3中「課長」を「課長 室長（工業団地整備室長に限る。）」に、「室長」を「室長（工業団地整備室長を除く。）」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第6号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第3条」を「第3条第1項」に、「課を」を「課等を」に改める。

第5条第2項中「課長又は事業所長」を「課の長又は事業所の長」に改める。

第33条の表第2条第3号の項中欄中「。以下第4条において同じ」を削り、同項右欄中「第3条」を「第3条第1項」に、「課を」を「課等を」に改め、「。以下第4条において同じ」を削り、同表第4条第1項第1号の項及び第4条第1項第2号の項を削り、同表第4条第2項の項中「第4条第2項」を「第4条」に改め、同表第9条第2項第1号の項中「職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条令第10号。以下「休日休暇条例」という。）」を「休日休暇条例」に改め、同表第44条の項中「企業局長」の次に「（島根県企業局組織規程第7条第1項に規定する本局の局長をいう。）」を加える。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県企業局管理規程第7号

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

島根県企業局電気工作物保安規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第6号中「行う」を「行うこと」に改める。

第11条第1項中「測定」の次に「（いずれもスマート保安技術を活用するものを含む。）」を加える。

第12条の見出し及び第15条第2号中「異常」を「異状」に改める。

第16条の見出し中「異常」を「異状」に改め、同条第2項中「中国電力株式会社の」を「中国電力ネットワーク株式会社」の「に」、「中国電力株式会社と」を「同社と」に、「とれない」を「取れない」に改める。

別表第3電気工作物（水路工作物、非常用予備発電装置、風力発電設備及び太陽光発電設備を除く。）の項中「（昭和時代に運転開始し、かつ、リニューアル未実施の発電所は2週）」を削り、「概ね10年」を「15年」に改め、同表非常用予備発電装置の項中「3年」を「6月」に、「10年」を「適時」に、「2年」を「3年」に改め、同表通信設備の項を次のように改める。

通信設備	1年	通信設備	普通点検	1年			
------	----	------	------	----	--	--	--

別表第3の注の2を削り、同表の注の3中「異常」を「異状」に改め、同表の注中3を2とし、同表の注の4中「異常」を「異状」に改め、同表の注中4を3とし、5を4とし、6を5とする。

別表第4受電設備の項及び配線設備の項中「1日」を「1月」に改め、同表負荷設備の項中「1日」を「1月」に、「蓄電池」を「直流電源装置」に、「2年」を「3年」に改め、同表非常用予備発電装置の項中「1日」を「1月」に、「3年」を「6月」に、「2年」を「3年」に改め、同表の注の2及び3を次のように改める。

- 2 普通点検とは、短時間の運転停止によって、又は運転停止することなく、主として外部的に各部の異状の有無を点検し、じんあいの清掃、注油等比較的簡単な手入れをすることをいう。
- 3 精密点検とは、長時間の運転停止によってできるだけ各部を分解し、損傷、磨耗等の不良箇所の修理又は取替えを行うと同時に、その異状の有無を点検し、手入れをすることをいう。

別表第4の注中4を5とし、3の次に次のように加える。

- 4 各種測定試験とは、機器の性能の変化又は劣化の調査を目的とする諸試験をいう。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。